

入札公告

事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び瀬戸内市契約規則（平成16年瀬戸内市規則第50号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8年 9月25日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

1 入札に付する事項

(1) 工事番号	8-1-644
(2) 工 事 名	下水道管渠工事（6 4 4 工区）／長船中央処理区
(3) 工事場所	瀬戸内市 長船町福里 地内
(4) 工 種	土木一式工事
(5) 工 期	契約日から令和 9年 6月17日まで
(6) 工事概要	全体延長 L＝3 4 8. 1 m 補助延長 L＝2 2 8. 0 m 開削工法 VUφ1 5 0 mm L＝2 2 8. 0 m 付帯工 N＝1 式 単独延長 L＝1 2 0. 1 m 開削工法 VUφ1 5 0 mm L＝1 1 4. 8 m 簡易推進工 SP 2 5 0－1 5 0 mm L＝5. 3 m 付帯工 N＝1 式
(7) 予定価格	落札決定後に公表
(8) 最低制限価格	設定あり
(9) 入札保証金	免除
(10) 契約保証金	要（請負代金額の100分の10以上）
(11) 支払条件	①前 金 払：有（請負代金額の10分の4以内） ②中間前金払：有（請負代金額の10分の2以内） ③部 分 払：有 ※②又は③を契約時に選択
(12) 建設リサイクル法	対象工事

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 登録業種	瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成16年瀬戸内市告示第3号）に基づく土木一式工事における令和8年度の入札参加資格を有する者。
(2) 業者格付	A又はB
(3) 建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、土木工事業について、建設業の許可を受けていること。
(4) 営業所の所在地	法第3条第1項に規定する営業所のうち、瀬戸内市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。
(5) 施工実績等	瀬戸内市が発注した土木一式工事のうち、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての瀬戸内市建設工事成績評定及び通知要領（平成29年6月1日施行、令和3年1月1日改定）による評定点の平均点が、65点未満でないこと。
(6) 配置予定技術者	次の条件を満たす法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という（法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を含む。）を本件工事に専任で配置することができること。なお、同条第3項の規定に該当しない場合にあっては、専任であることを要しない。 1) 本件工事の入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。 2) 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。 また、本件工事には、法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 1) 監理技術者補佐は、法その他関係法令に定める要件を全て満たすこと。 2) 同一の特例監理技術者を配置する工事（2件に限る。）の場所が、岡山県備前県民局管内にあること。
(7) その他	—

3 入札手続等

(1) 設計図書に関する事項	
交付方法	入札参加者が岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）からダウンロードすることにより交付する。
交付期間	令和 8年 9月25日 午前 9時00分から 令和 8年10月20日 午前 9時00分まで
質問方法	(URL) https://35e8ea52.form.kintoneapp.com/public/入札質問 上記ホームページの入力フォームに必要事項を入力して下さい。 ※フォーム送信後に確認メールが届きますので必ず確認してください。
質問の受付期限	令和 8年10月 7日 午後 3時00分
回答書の閲覧方法	電子入札システム
回答書の閲覧期間	回答可能となった日から入札受付締切日時まで
(2) 入札参加表明に関する事項	
入札参加表明方法	設計図書の交付を受け、電子入札システムにより入札参加表明の登録を行うこと。
入札参加表明期間	令和 8年 9月25日 午前 9時00分から 令和 8年10月 6日 午後 5時00分まで
(3) 入札書に関する事項	
入札手続き	「事後審査型制限付一般競争入札公告共通事項（建設工事）」（以下「共通事項」という。）5及び6のとおり。
入札受付期間	令和 8年10月19日 午前 9時00分から 令和 8年10月20日 午前 9時00分まで
(4) 開札執行	
日時	令和 8年10月20日 午前 9時02分
場所	瀬戸内市役所2階 電子入札室
(5) 入札参加資格の審査に関する事項	
提出書類	①事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書 ②指名停止等措置状況調書
提出方法	持参
提出先	総務部契約管財課
受付期限	落札候補者となった日の翌日 午後 5時15分まで (瀬戸内市の休日を定める条例（平成16年瀬戸内市条例第2号）に定める市の休日を除く。)

4 積算疑義申立手続に関する事項

(1) 積算疑義申立者	入札参加者
(2) 積算疑義申立方法	共通事項9のとおり。
(3) 申立書提出先	総務部契約管財課 メールアドレス：keiyaku@city.setouchi.lg.jp
(4) 積算疑義申立期限	令和 8年10月22日 午後 5時00分

5 その他

- (1) この公告に定めるもののほか入札参加に関し必要な事項は、共通事項で定めるところによる。

事後審査型制限付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

※積算疑義申立手続対象

1 入札方法について

岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した、電子入札により実施する。

2 入札参加資格要件について

入札に参加できる者（公告において共同企業体による入札参加を指定した工事にあつては、その共同企業体の全構成員）は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び瀬戸内市契約規則（平成 16 年瀬戸内市規則第 50 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成 16 年瀬戸内市告示第 3 号）に基づき入札参加資格が決定され、規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 16 年瀬戸内市告示第 9 号）に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、瀬戸内市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 18 年瀬戸内市告示第 35 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。
- (6) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
- (7) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (9) 電子入札システムで利用可能な電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、同システムの利用者登録が完了していること（利用者登録手続は、岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト（<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>）で行うことができる。）。

3 設計図書の交付等について

- (1) 設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書」という。）は、入札参加者が公告において指定された期間内に電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。この場合において、この公告で共同企業体による入札参加を指定した工事にあつては、共同企業体の代表者のＩＣカードを使用して設計図書の交付を受けなければならない。
- (2) 設計図書に対する質問は、公告において指定された期間内に下記ホームページに必要事項を入力し行うこと。フォーム送信後に確認メールが届くので必ず確認すること。回答は電子入札システム上に掲載することにより行うものとする。

ただし、質問が無かった場合は、掲載は行わない。

(URL) <https://35e8ea52.form.kintoneapp.com/public/入札質問>

4 入札参加表明について

- (1) 入札参加者は、設計図書の交付を受け、公告において指定された期間内に電子入札システムにより入札参加表明の登録を行わなければならない。この場合において、この公告で共同企業体による入札参加を指定した工事にあつては、共同企業体の代表者の I C カードを使用して入札参加表明の登録を行わなければならない。
- (2) 参加表明を行った者が、事情により入札を辞退する場合は、必ず入札受付締切日時までに電子入札システムにより辞退の登録を行うこと。ただし、やむを得ないと認められる場合には、承諾を得て書面により届け出ることができるものとする。
- (3) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において 2 者以上参加できない。

5 入札書及び入札価格の内訳書の提出について

- (1) 入札回数は、3 回までとする。
- (2) 入札参加者は、設計図書に対する質問の回答を確認した上で入札書を提出すること。
- (3) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象工事の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、I C カードを使用して電子入札システムにより入札価格の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (4) この公告で共同企業体による入札参加を指定した工事にあつては、共同企業体の代表者の I C カードを使用して入札書を提出しなければならない。
- (5) 落札者にあつては、電子入札システムによる入札書に登録された価格に当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた価格を電子入札システムに登録すること。
- (6) 入札参加者は、(5)の入札価格の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の 3 桁の数字を入力するとともに、添付ファイルとして入札価格の内訳書を添付する（最初の入札に限る）こと。なお、入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札価格が一致しない場合は、失格とする。
- (7) 提出した入札書及び入札価格の内訳書（以下「入札書等」という。）は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
- (8) 特に必要があると認める場合を除き、入札書等提出後の入札辞退は認めない。ただし、2 回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1 回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまで及び 3 回目の入札（以下「再々入札」という。）を行う場合において、再入札の開札後、再々入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (9) 瀬戸内市電子入札実施要綱（平成 23 年瀬戸内市告示第 24 号）に規定する入札以外は認めない。
- (10) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

6 再入札及び再々入札について

- (1) 再入札に参加することができる者は、1 回目の入札に参加した者に限る。
- (2) 再々入札に参加することができる者は、再入札に参加した者に限る。
- (3) 再入札及び再々入札に参加する場合には、入札価格の内訳書の添付を要しない。
- (4) 再入札の受付締切日時は、開札日の午後 1 時まで、再々入札の場合は、同日午後 3 時までとし、締切後直ちに開札する。
- (5) 再々入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

7 最低制限価格について

最低制限価格は、瀬戸内市建設工事等最低制限価格取扱要領（平成 30 年瀬戸内市告示第 19 号）第 4 条に基づき設定する。

8 開札方法等について

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 開札は、入札参加者のうち立会を希望する者を立ち会わせて執行する。ただし、立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて執行するものとする。
- (3) 最低制限価格を設けた場合には、最低制限を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。
- (4) 1 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格)の入札書(以下「有効入札書」という。)を提出した入札参加者が 1 人以上の場合は入札が成立したものとし、直ちに落札者の決定を保留する。なお、入札が成立していない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、入札が成立した場合は直ちに落札者の決定を保留し、入札が成立していない場合は再々入札を行うものとする。
- (6) 再々入札において、入札が成立した場合は直ちに落札者の決定を保留し、入札が成立していない場合は入札を不調とするものとする。
- (7) (4)から(6)のいずれかにより落札者の決定を保留し、瀬戸内市建設工事積算疑義申立手続に関する試行要綱(平成 30 年瀬戸内市告示第 33 号。以下「積算疑義申立手続」という。)に基づき入札事務を続行した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第 1 順位の入札書を提出した者を落札候補者とする。
- (8) 有効入札書に順位を付す場合において、同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札システムによるくじで順位を決定するものとする。

9 積算疑義申立手続について

- (1) 入札参加者(辞退者及び欠席者を除く。以下同じ。)は、開札後に開示する金入り設計書について積算疑義の申立て(以下「疑義申立て」という。)を行うことができる。
- (2) 金入り設計書は、電子入札システム「入札状況一覧→開札状況【表示】→【金入設計書ダウンロード】」により確認すること。
- (3) (1)において、疑義申立てをする場合は、契約管財課に積算疑義申立書を添付した電子メールにより提出すること。
- (4) (3)において添付する積算疑義申立書は Microsoft Word2019 で読取りが可能なものにすること。
- (5) 次に掲げるものは疑義申立てとして取り扱わないものとし、金入り設計書の確認を行わないものとする。
 - ① 疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
 - ② 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
 - ③ 公表された設計図書で確認できるもの
 - ④ 申立期間終了後に提出されたもの
 - ⑤ 疑義申立てに係る電子メール又は添付ファイルがウィルスに感染しているもの
 - ⑥ 疑義申立てに係る添付ファイルを開くことができないもの
 - ⑦ 公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
 - ⑧ その他当該入札に直接関係のないもの
- (6) 疑義申立て期間終了後は、次に定めるところにより、当該入札事務を続行し、又は中止するものとする。
 - ① 疑義申立てがなかった場合、疑義申立てとして取り扱わない場合又は積算内容を確認した結果、金入り設計書に積算に誤りが確認できなかった場合 落札候補者の決定等の入札事務の続行
 - ② 積算内容を確認した結果、積算に誤りがあった場合 設計金額及び最低制限価格の修正並びに落札候補者の決定等の入札事務の続行
 - ③ 当該工事の施工に当たり著しい支障が生じる場合 入札の中止
- (7) 疑義申立ての内容及び調査結果は、電子入札システム「入札状況一覧→工事名称→『調達案件概要』添付資料【ダウンロード】→質問回答書」上に掲載する。

10 入札参加資格の審査について

- (1) 落札候補者は、公告において指定する期限までに事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書、その他公告において指定した書類及び添付書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出すること。
- (2) 「指定期日までに指示した書類の提出が無い場合」や「書類審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと判明した場合」は、当該落札候補者の入札は失格となり、次順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は前もって参加資格確認申請書等を準備しておくこと。
- (3) 落札候補者から参加資格確認申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、参加資格確認申請書等に基づき、当該落札候補者の参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うものとする。
- (4) (3)により確認を行った結果、落札候補者の参加資格がないと認めたときは、次順位の入札書を提出した者以降について、順次参加資格確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (5) (4)により確認を行う場合は、(3)を準用する。この場合の参加資格確認申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の翌日（瀬戸内市の休日を定める条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 2 号。）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。
- (6) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (7) 参加資格の確認を行うにあたり、必要があると認めるときは、落札候補者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (8) (3)から(7)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し参加資格確認申請書等の提出を求めることができる。

11 入札の無効について

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告で入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札に際し不正の行為があった入札
- (3) ICカードを有していない者がした入札
- (4) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書等を提出しない者がした入札
- (5) 開札時までに入札参加資格を失った者がした入札
- (6) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (7) 入札価格の内訳書が入札書に添付されていない入札（再入札及び再々入札の場合を除く。）
- (8) 開札時まで有効期限が切れる ICカードを用いて行われた入札
- (9) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

12 入札の失格について

10 に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期日までに参加資格確認申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で参加資格確認申請書等を提出した者
- (4) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格の内訳書を提出した者
- (5) 工事件名又は入札参加者名の誤記等内容に不備がある入札価格の内訳書を提出した者
- (6) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (7) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

13 落札者の決定について

10 に規定する参加資格の確認により、落札候補者が参加資格を有すると認めた者を落札者として決定する。

14 参加資格の確認結果及び入札結果の通知について

- (1) 落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。
- (2) 10 に規定する参加資格の確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書によりその旨を通知する。
- (3) 参加資格の確認後、落札者が参加資格確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

15 入札保証金及び契約保証金について

(1) 入札保証金について

規則第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

(2) 契約保証金について

- ① 契約の締結と同時に以下のいずれかの保証を付すものとする。ただし、オの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を瀬戸内市に寄託するものとする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは瀬戸内市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

エ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- ② 保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上とする。

- ③ ①により、イ又はウに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、エ又はオに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

④ 納入方法

電子契約利用申出書（兼契約保証方法申出書）に登録し、契約管財課において発行する納入通知書で納付し、落札決定日から 14 日以内に現場代理人等通知書等の契約関係書類とともに領収書の写しを契約管財課へ提出すること。（契約保証金の納付に代わる担保の場合又は公共工事履行保証証券による保証並びに履行保証保険契約の締結の場合も、その保証に係る書類を契約管財課へ提出すること。）

16 請負代金等の支払について

(1) 請負代金の支払について

工事の完成を確認するための検査に合格後、受注者の請求に基づき、請求日から 40 日以内に請負代金を支払うものとする。

(2) 前金払について

受注者は、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託することにより、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを請求することができる。

(3) 中間前金払について

受注者は、請負代金額が 1,000 万円以上の工事について、前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託することにより、請負代金額の 10 分の 2 以内の前払金の支払を請求することができる。

(4) 部分払について

受注者は、工事の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、部分払を請求することができる。

部分払の回数は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数の範囲内において行なうものとする。ただし、工事の中止その他特別の事情により契約担当者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 請負金額が五百万円未満までの工事 一回
- 二 請負金額が五百万円以上千五百万円未満までの工事 二回
- 三 請負金額が千五百万円以上三千万円未満までの工事 三回
- 四 請負金額が三千万円以上六千万円未満までの工事 四回
- 五 請負金額が六千万円以上の工事 五回 ただし、六千万円に六千万円を増すごとに五回に一回を加えた回数

部分払の回数は、毎月一回をこえることができない。

17 契約不適合責任期間について

2 年以内とする。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、民法の定めるところによる。

18 現場代理人について

瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領に定めるところによる。

19 配置予定技術者について

(1) 配置予定技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）では、他の工事に監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。（監理技術者補佐を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を含む。以下同じ。）。）として従事している技術者は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、法第 26 条第 3 項第 1 号に規定する要件を満たす場合（本件工事に同号に規定する主任技術者又は監理技術者の配置を認めない場合を除く。）又は橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるものの入札については、この限りでない。

(2) 他の工事（専任工事に限る。）に監理技術者等として従事している技術者は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるものの入札については、この限りでない。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、他の工事（専任工事に限り、1件までとする。）に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者は、法第26条第3項第1号に規定する要件を満たす場合又は本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに当該他の工事に専任の監理技術者補佐を配置し、かつ、本件工事に専任の監理技術者補佐を配置する場合に限り、本件工事の配置予定技術者としてすることができる。ただし、本件工事に同号に規定する主任技術者若しくは監理技術者又は特例監理技術者の配置を認めないときは、この限りでない。
- (4) 専任工事では、法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置している営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）を、配置予定技術者としてすることはできない。ただし、本件工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税を含む。）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であって、その他法第26条の5第1項から第3項までに規定する条件を全て満たす場合は、この限りでない。
- (5) 配置を予定していた技術者を配置することができなくなった場合は、落札者となった者を指名停止することがある。ただし、当該配置予定技術者が病休、死亡、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更できることができるものとする。

20 入札の延期又は中止等について

- (1) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止する。また、入札参加者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。
- (2) 発注者の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札を延期又は中止することがある。
- (3) 開札後、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者の入札手続の誤り又は公告・設計図書等の誤りにより、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は落札候補者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。
- (4) (1)、(2)又は(3)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (5) (1)、(2)、(3)又は(4)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、参加資格確認申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (6) 発注者は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

21 その他

- (1) 同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、開札日の前日（前日が休日の場合は直前の開庁日）までに落札可能届を提出すること。
- 開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札件数が落札可能件数に達した場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。
- 同一日の全案件に対し落札可能な場合は、落札可能届を提出する必要はない。
- (2) 「落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者等がいなかったことを理由に入札参加資格確認で失格となった場合」、「明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、入札参加資格確認で失格となった場合」及び「落札候補者となったにもかかわらず、正当な理由なく参加資格確認申請書等を提出しない場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止するので、十分注意すること。
- (3) 虚偽の参加資格確認申請書等を提出したことが判明した場合は、落札候補者としての権利を喪失するものとする。また、落札決定後にあっては落札決定の取消し、契約締結後にあっては契約の解除を行うことができるものとし、指名停止することがある。
- (4) 入札参加業者名等は開札執行時まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知ろうとする行為は入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。

- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、瀬戸内市建設工事制限付一般競争入札実施要綱（平成 25 年瀬戸内市告示第 17-2 号）、瀬戸内市電子入札実施要綱及び瀬戸内市建設工事共同請負制度取扱要綱（平成 16 年瀬戸内市告示第 8 号）に定めるところによる。
- (6) 瀬戸内市の入札・契約関係例規及び様式のダウンロードは、瀬戸内市ホームページ「総合トップ→ホーム→しごと・産業→入札・契約」を参照すること。

22 問い合わせ先

- (1) 入札、契約に関すること

瀬戸内市 邑久町尾張 300 番地 1

瀬戸内市 総務部 契約管財課 契約検査係

電話 (0869) 22-3906 (直通)

FAX (0869) 22-3304

メールアドレス keiyaku@city.setouchi.lg.jp

- (2) 電子入札システムの操作に関すること

岡山県電子入札共同利用システムヘルプデスク

電話 0120-432-198